

美容科 高等課程

中学校を卒業し、美容師を目指す方のための課程です。専門課程の学生と同じ授業を受けることで、美容の専門知識を学べます。

授業内容・取得可能資格

専門課程(高卒/2年課程)と同じクラスで、同じ授業を受けます。

講習

高校の学習を補うため準備された講習3課目(現代社会・化学・保健)を別途受講していただきます。これは1年次の夏休みまでに終了するもので、レポート提出と添削により実施します。
(講習料別途54,000円必要)

鹿島朝日高等学校通信制との併修

Wスクールで高校卒業も目指す方には、鹿島朝日高等学校通信制との併修をおすすめしています。自宅学習制によりレポートの提出(添削指導)と年に数日のスクーリング(面接指導)で学ぶ制度です。スクーリングは本校で開講し、1年間で6日程度あります。

鹿島朝日高等学校通信制に関しては高校のHPをご参照ください。
<http://www.kg-school.net/>

高等学校等就学支援金制度について

高等学校などにおける教育にかかる経済的負担の軽減を図るため、高等課程に在学する生徒に就学支援金が支給されます。保護者(親権者)の合計収入金額が一定金額未満(市町村民税所得割額が304,200円未満)の場合のみに限ります。

市町村民税所得割額(保護者の合算)	支給金額(年額)
¥304,000未満 (年収590万円~910万円未満程度)	¥118,800
¥154,500未満 (年収350万円~590万円未満程度)	¥178,200
¥51,300未満 (年収250万円~350万円未満程度)	¥237,600
¥0(非課税) (年収250万円未満程度)	¥297,000

高校生等奨学給付金について

授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不用の「高校生等奨学給付金」を給付します。

対象者

次のすべての要件を満たす世帯が対象です。

- 生活保護受給世帯
または、保護者など全員の市町村民税所得割が非課税である世帯
- 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する
高校生などがある世帯
- 保護者などが三重県内に在住している世帯

給付

※給付については三重県環境生活部のHPをご覧ください。